

## 改正概要（令和7年7月）

### 1 特定建築物

- (1)「常時閉鎖式防火扉」について、従来どおり特定建築物定期調査による報告を求める。【都独自の措置】
- (2)「換気設備」における「物品放置の状況」について、自然換気設備は、従来どおり特定建築物定期調査による報告を求める。【都独自の措置】
- (3)「換気設備」、「排煙設備」、「可動式防煙壁」、「非常用の照明装置」における「作動の状況」を削除
- (4)「非常用の照明装置」における「物品放置の状況」を削除
- (5)「非常用エレベーター」における「作動の状況」を削除
- (6)「戸の閉鎖力及び運動エネルギーの計測」を削除
- (7)「スプリンクラー設備」に関する調査項目を追加
- (8)「目視により確認する。」とされている項目について、「目視又はこれに類する方法により確認する。」に改正
- (9)調査結果表に添付する各階平面図に「防火区画」を明示することとする。

### 2 防火設備

- (1)「常時閉鎖式防火扉」について、防火設備定期検査による報告を求めない。【都独自の措置】
- (2)「危害防止措置」の検査項目について、「人の通行の用に供する部分に限る」ことを明確化する。
- (3)「目視により確認する。」とされている項目について、「目視又はこれに類する方法により確認する。」に改正

### 3 建築設備

- (1)「換気設備」及び「非常用の照明装置」において、「物品の放置の状況」を検査項目に追加
- (2)「非常用の照明装置」の「予備電源」及び「照度」の検査において、「非常点灯終了後の機器の表示等による確認」を可能とする。
- (3)「目視により確認する。」とされている項目について、「目視又はこれに類する方法により確認する。」に改正

### 4 昇降機等

- (1)小荷物専用昇降機における「機械室の点検用コンセント」の検査項目を削除
- (2)油圧式エレベーターにおける「機械室内の状況並びに照明装置及び換気設備等の防油堤の状況、標識の状況及び消火設備の状況」検査項目を削除
- (3)「目視により確認する。」とされている項目について、「目視又はこれに類する方法により確認する。」に改正

### 5 備考

【都独自の措置】の都とは東京都です。江戸川区は都独自の措置（改正）と同様としています。